

ません。しかし、我々は総論の中において、しっかりと対応していきたいという中で進めさせていただいたわけでございます。

今回の、不起訴というのは、やはり起訴でないという形を考えると、やはりそれはどういうことだということを重く受けとめて対応していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

まだ、わからない部分あるかもしれませんが、市民にとにかくわかりやすく説明できるように、議会も行政も努力すべきだと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を3時5分といたします。

〈午後2時52分 休憩〉

〈午後3時05分 開議〉

+

+

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤孝です。

通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、働き方対策について。

(1) 市職員の働き方対策。

① 市職員の退庁時間が遅いことについてどう考えるか。

② 市職員のメンタルヘルス対策はどうなっているか。

③ 公務員は労働契約法の適用はされないというが、臨時職員についてはどうなっているか。

(2) 民間企業の働き方対策について。

① 公共工事設計労務単価の上昇について、どう捉えているか。

② 建設労働者の可処分所得の増加が、商店や飲食店に恩恵を及ぼし、他産業で働く労働者にも波及することを期待したいがいかかか。

- ③ 労働者の賃金上昇が、若者の地元定着や少子化対策にも寄与すると思うがいかがか。
- ④ 設計労務単価の上昇が始まって5年、平成24年の140%を超える金額となったが、その効果の波及状況について伺う。

2、大雪対策について。

- (1) 大雪のときに、市内の無人駅で列車を待つ市民に対する情報伝達についてはどうだったか。
- (2) 1月12日、能生インターチェンジを先端に大渋滞が長時間続いた。緊急時、県道の能生浜から能生インターチェンジまでの間について、市道を使って迂回路として、楨能生線の確保ができないだろうか。
- (3) 屋根雪除雪等費用助成事業（高齢者福祉サービス）の改善について。
屋根雪除雪の対象拡大（車庫・納屋）についてはどうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目につきましては、時間外勤務の状況は、駅北大火からの復興や、7月・10月、この大雨の災害復旧対応など、通常業務以外の影響もあり、一部の部署で退庁時間が遅くなることもありました。

2つ目につきましては、メンタルヘルス研修やストレスチェックの実施による高ストレス者へのケア、さらに産業医による、毎月の職員健康相談を実施し、対応いたしております。

3つ目につきましては、臨時職員においても、地方公務員法の適用により雇用されていますので、労働契約法の適用除外となります。

2点目の1つ目につきましては、東北の震災復興工事などの影響を受け、25年度から労務単価が上昇いたしております。労務単価は、国が毎年行う公共事業労務費調査に基づくもので、労働者の賃金実態に即して改定される単価であると認識をいたしております。

2つ目につきましては、市内の産業分類別就業者数における建設業の占める割合が高いことから、波及効果等に期待するものであります。

3つ目につきましては、賃金を含めた労働環境の改善がプラス要因として寄与するものと考えております。

4つ目につきましては、効果を調査した資料がなく把握が難しいものであります。

2番目の1点目につきましては、無人駅においても鉄道事業者による案内放送が行われております。また、市におきましても、安心メールにより、逐次、情報提供を行っております。

2点目につきましては、幅員が狭い市道では、車の通行や沿線住民の安全確保も支障が出るのが予想され、大型車両を含む多数の自動車の誘導は困難であると考えております。

3点目につきましては、自力での除雪が困難な世帯の生活の安全と安心を図ることを目的といたしまして、対象を住宅のみとしておりますが、今冬状況について確認をしております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答

弁もありますので、よろしくお願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

2回目の質問に入ります。

大きい1番の1の①です。

昨年も、駅北大火の復興にかかわる業務の上に豪雨災害が幾度もあり、通常の業務にプラスされる仕事が少なくなかったと思います。また、完璧な仕事をしたいという職員のプライドが、超過勤務の届けを出さずに遅くまで業務をする、こういった職員が、結構、いるのではないかと思います。

過労死、過労自殺が後を絶たない状況の中で、厚生労働省は平成28年12月末に、過労死ゼロ緊急対策を発表し、年明け、昨年1月には労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関するガイドライン、こういうものを発表しております。

駅北大火直後の騒ぎの最中に、こういった過労死防止対策が出されたんですが、要は、「過労死防止のために、正確に労働時間を把握し対応してください。」こういうことだと思います。糸魚川市役所では、厚生労働省の対策発表後、職員の労働時間の適正な把握方法について、改善しておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えをいたします。

職員の適正な超過勤務状況、勤務状況等を把握するのは、私どもでは進めてございまして、基本的には超過勤務する場合につきましては、事前申請、こういった仕事をやるので超勤しますよという形の事前申請で、確認を得た上で行うのが原則ではございますが、突発的な事故等もございまして、そういった部分につきましては、事後申請という形の中で、退庁時に記入をしていただく形をとっておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

超過勤務は、上司の事前許可を得て仕事するのが基本で、それ以外の事前許可を受けていない人には、必ずしも退庁時刻までの時間を、超過勤務として認められるわけではないという意味の答弁が昨年ありました。

上司の不在等、そういった理由で事前許可を受けることができないまま、残業で退庁時間が遅くなった職員に対しては、後日、業務の内容を確認の上で超過勤務を認めている、こういうことよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、突発的な超勤等もございますので、全てを事前申請で、事前に承認をいただきなさいということにはしておりませんので、その状況、仕事の中身によりまして、判断をさせていただいたところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

今、働き方改革ということが言われておりますが、この呼び方は、まるで働く人本人に、働き方を選ぶ裁量権があるような言い方であります。自由にできるものなら、仕事は、できるだけ残業をせずに職場から解放され、自分自身の自由裁量時間を多くしたい、これが多くの労働者の本心であるし、それができれば、過労死などという言葉は生まれていないと思います。超過勤務が認められるか否かにかかわらず、退庁時刻が遅く、自分の時間が持たなくなってくると、メンタルヘルスの問題で鬱病や過労自殺の危険が出てきます。

糸魚川市役所は、市内で最大級の職員を抱える職場でもあります。メンタルヘルス対策の現状や対策等、再度お聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えをいたします。

メンタルヘルスにつきましては、各職階級ごとの研修等をやっておりますし、そこの中では、その講義の中で研修等を受けておりますし、また、集団研修という形の中で、庁内に講師をお呼びする中で、そういった研修につきましても行わせていただいております。

また、ストレスチェック等の中で、高ストレスの方を事前に把握し、高ストレスの方々につきましては産業医の面談を受けていただくとか、そういった部分の対応をいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

それでは、③に移らせてもらいます。

平成24年に交付された改正労働契約法は、有期労働契約で働く人の雇いどめに対する不安の解消、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止する、こういったものです。

本来の趣旨からすると、民間企業の有期雇用労働者、市役所等の臨時職員といった立場にかかわらず、この労働契約法改正の恩恵は享受されるべきと思いますが、どう考えておりますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えをいたします。

基本的には、市長が答弁申し上げましたように、私ども地方公務員につきましては、ここの縛りを受けていない状況でございますが、今、議員がおっしゃいますように、基本的な考え方につきましては、そういった方向でという形で考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

身分の安定・生活の安定については、正職員と臨時職員では雲泥の格差があります。市民の労働環境から不安を取り除き、安定した生活環境をつくっていくことが、市の役割だと思います。

3市町が合併して以来、臨時職員として特にふえてるのは、保健師、看護師、保育士、教育補助員等です。本来ならば、こういった有資格者は第一線で仕事に生きがい・やりがいを持って、社会に貢献をしてもらうべき人たちですが、この人たちが1年後、あるいは5年後の雇いどめを気にしながら働く、こういう状態を市が助長するような流れを続けるのでは、新年度予算に重点施策に掲げる、女性の夢をかなえるまちづくりも、元気なまちづくりもかすんでしまいます。

糸魚川市定員適正化計画の6ページの、定員回帰指標（普通会計）の試算式では、人口と市の面積から適正職員数を割り出しております。この文書には、計算式は2つありまして、①一般市合併団体（人口5万人以内）、②一般市非合併団体（人口5万人以内）と2つの計算式があります。その下には、糸魚川市については、①に該当すると記載されています。この計算によると、適正職員数は550人となり、平成27年度の職員数は491名ですので、59人過少と記載されています。

職員数が59人過少と記載されていますが、間違いありませんね、確認します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

定員適正化の部分につきまして、今、議員がおっしゃった部分につきましては、私ども、合併市がという形の一律の地方公共団体定員研究会が定めた方程式に当てはめたときに、そういった、今、議員がおっしゃったような人数になるということでございます。

ただ、合併につきましては、事務の効率化、また、組織の簡素化等も含める中で行った面もございますので、それらを勘案する中で、適正な定員という形で考えておりますので、不足してるかどうか話になりますと、そういった考え方にはなり得ないかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

何でこの、計算式の①の一般市合併団体のほうが、適正職員数が非合併団体よりも多くなるかという、糸魚川市でいうと、能生や青海に出先機関を置かざるを得ない、こういった理由で1番の合併団体のほうが多くなってるんだと思います。決して②の一般市非合併団体の計算式を、当市では当てはめるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えをいたします。

まず、合併団体につきましては、どういった何団体かっていうことでございまして、私どもの場合、1市2町の3団体だということでございますので、当時の平成の大合併のときには、10近い市町村が合併したとかいろんなパターンがございますので、一律その部分がどうかという部分は、これちょっと判断しにくい部分でございます。

また、一般の合併団体、合併しなかった場合については477というような数字が出てるわけですが、これにつきましても、私ども、定員の510を定める段階におきましては、勘案しながら510というものをつくっておりまして、477を目的につくっているものでございませぬので、まるっきりその非合併団体を参考にした数字っていうことではございませぬ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

その同じ定員適正化計画の9ページには、平成33年の人口の予想をもとに、やっぱり②の計算式で計算して、それで510人を割り出しているわけですが、本来①の式を使うべきものを、②を当てはめて、その②を根拠に510人としたものではないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃった9ページのほうに記載が書いてあるわけですが、基本的には、先ほど申し上げましたように合併につきましては、事務の簡素化、また、組織の効率化、そういったものを含める中で、私ども糸魚川市におきましても取り組んだ部分でございますので、まるっきり合併しなかった、合併の大きい算定式のままの数字を使うっていうことについては、それまでの定員適正化の人数、また、そこまで私ども、事務を回らせていただいておりますので、その辺を勘案いたしますと、その合併市の、今、議員がおっしゃいます五百七十幾つについては、ある程度多いなというふうな中で、非合併の部分を選択、その部分を含めた判断の中で選択をさせていただいた

というところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そういった中で臨時職員がふえているわけですが、昨年6月議会で職員数が、実際、足りているんか、足りてないんでないかっていうような話をさせてもらいましたが、臨時職員が徐々にふえてくるってことは、やっぱり足りないんじゃないかっていうような気がしております。

計算式では、人口と面積から適正数を割り出しておりますが、面積は上限を500平方キロまでとしてありまして、実は、糸魚川は750平方キロくらいありまして、これを500のままで計算したんじゃないかなと思ひまして、①の計算式で746.2平方キロを当てはめてみましたところ、適正職員数は633人にもなるんですね。これは、500平方キロを上限としてますもんだから、これを当てはめるわけにはいかないと思うんですけども、実際には500平米超えるところは、それ、500平米のままでストップっていう考え方も、ちょっとおかしいような気がしてるんですよ。

市の人口は減っているわけですし、将来の人口減に備えてっていうようなこともあるかもしれませんが、今現在は、正職員の不足を臨時職員で補う形でということになると思ひますが、その形は、市が不安定労働者をふやしている、こういうふうに見えるわけなんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えをいたします。

先ほど、算定式の中で上限500というのは、議員のおっしゃるとおりでございますが、これにつきましても、先ほど申しました研究会の部分が発表してる部分でございまして、その辺の詳細については、私ども、把握しかねる部分でございまして。

また、正職員の減が、直ちに臨時職員の増につながっているというようなお話の中身でございまして、臨時職員がふえてる部分につきましても、教育補助員とか、本来スポット的に入る部分について人数がふえてる部分でございまして、事務職の部分なり技術職、そういった部分の中では、休むことによって臨時でお入りいただくこともございまして、基本的には臨時がふえてる部分については、今ほど申し上げましたように、教育補助員等が多く部分でございまして。

ただ、保育士等につきましても、施設の今後のあり方等もございまして、そういった部分の中で、臨時をお願いしている部分もございまして。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

今、盛んに働き方改革が言われているわけですし、これについても、市役所ばかりでなくて、民間も、やはり当然、働き方改革せんきゃいけない状況なわけですし、随より始めよ、こういうことわ

ざがありますが、糸魚川市が民間に先立って働き方改革をしないと、民間はついてこないと思います。そこへ持ってきて、市役所のほうで、この不安定労働者、今も徐々にふえてるわけですが。これはもう期間の問題ばかりでなくて、収入の問題についても、正職員と本当に雲泥の差があるわけでした、これは、やっぱり市が民間の先頭になって、市役所内の働き方改革、働かせ方改革を進めて、糸魚川市内の民間企業の働かせ方改革を牽引していただきたいと思います。

続きまして、大きい1の2に移らせてもらいます。

新しいごみ焼却施設の価格が、滋賀県野洲市の施設と比べて、随分と高い原因につきまして、その1つが設計労務単価の上昇だという話を聞いております。設計労務単価が上がれば、工事金額も上がるわけです。設計労務単価の上昇は、糸魚川大火の被災者の住宅再建にも痛手となると思い、まず、そのことが気になりました。

しかし、こここのところ低迷していた建設労働者の賃金が、5年間に40%も上がるようになれば、糸魚川市にとっても大きなメリットがあると思います。松糸道路も動き始めており、建設業が地域経済活性化の起爆剤となって、市民生活を引き上げてもらいたい、こう思います。建設業で働く若い人たちの収入がふえれば、結婚願望実現についても可能性が生まれ、子育てについても余裕を生みます。労働者や市民の可処分所得がふえれば、廃業がふえている飲食業や商店にも波及する。糸魚川に元気とにぎわいを取り戻してほしい、そう思います。

建設作業は、冬は寒い、夏は暑い、年中きついで、なかなか若い人の定着ができない業界ですが、作業のやり方、道具の工夫等、自己の裁量で作業効率の向上や作業の安全につながる、一面、やりがいのある職種であります。しかも、雇用形態はほとんどが正社員です。建設業の元気が正社員をふやし、相対的に不安定労働者を減らす形になってもらえたらと思います。

昨年たび重なる豪雨災害で、河川、農地、道路の災害復旧はこれからです。糸魚川大火の復旧、松糸道路の建設もあります。

公共工事設計労務単価は、平成9年ごろから平成24年まで、15年もの間下がり続けてきました。平成9年ごろ、10職種平均で1日2万1,800円だったものが、平成24年には、1万3,780円と60%まで下がったわけです。それが、その設計労務単価が一転して急上昇を続けているわけです。これが、10職種平均で40%も、ここ5年の間に上がっております。この状況を、糸魚川の元気とにぎわいの復活のために利用しない手はないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

建設業につきましては、市内の就業人口においても割合が高い業種であります。当市のおかれた状況を踏まえましても、建設業の発展、これが市内経済の発展につながる、さらにはにぎわいの創出の追い風になると、ご指摘のとおりだというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

ところで、新潟県統計データハンドブックというのがありまして、その第5章、事業所労働賃金の場所には、毎年9月に調査した、1カ月の産業別平均賃金が載っております。それを見ると、平成24年に1カ月35万2,029円だった建設業の平均賃金が、4年後の平成28年、1カ月31万7,722円へと、実に10%も下がっているんです。設計労務単価が40%も上がっているのに賃金が10%も下がっている、この現象をどう捉えますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

基本的には、労務単価と賃金っていうのは、密接な関係があるというふうに思っておりますけれども、実際には、賃金は会社としての賃金体系、そういう中で決まってくると思っておりますので、やはり年間の受注額であったり、簡単には決まらないというふうに思ってますし、特に、ここ数年の動きを見ると、議員おっしゃるように平成9年がピークで、そこからずっと下がって、今、上がりつつありますけれども、それでもまだ平成9年の水準には至ってない。

それと、やはり地域間格差が結構、平成9年のときの格差と今の地域間格差を比べると、結構あるなど。その中でも、新潟県っていうのは割と低いほうに来ているなっていう気がしております。

それともう1つは、やはり実質手取り賃金っていうのを考えると、この間に上がった社会保険料等のアップっていうのも、いわゆる手取りにかなり影響してるんでないかなっていう気はしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

そこで、私は、建設業で働く知人に、年収の変化について問い合わせしてみました。結果、幾つか紹介しますが、5年くらい間にボーナスが少しふえただけ、基本給は変わらない、こういった人。年間で6万円程度年収がふえた、こういう人。ここ5年間の間、ほとんど変わっていないという人等がいました。五、六人しか聞いておりませんが、年30万から40万上がった、こういう人が最大の収入増でありました。

県の統計データと違って、賃金が下がっているという人はおられませんでした。公共工事設計労務単価の上昇率40%と比べると、全く問題にならない、爪のあか程度しか反映されておられません。これは、収入を聞いたわけじゃなくて、収入の増加率を聞いたわけです。

市のほうでは、建設労働者の賃金について、設計労務単価との格差、設計労務単価と実際の賃金の上昇率の格差については、気になりませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

確かに国や県のほうからは、労務単価を上げたんで、各会社の賃金の状況についても、いわゆる勸奨文書みたいなのを出したりするようになっていう話は来ておりますけれども、やはり最終的には企業が判断するべきものと思っておりますし、上がる時ばかりじゃなくて、下がったときに下がった分だけ下げるのかっていうと、そうはなっていないと思っております。やはり平成9年から、かなり落ち込みはありますけれども、それに合わせて賃金を落としてるんじゃないんで、やはり会社なりに努力をする中で、職員の給与っていうのを守ってきてくれているというふうに思っておりますし、当市についてはやはり、建設業っていうのは物をつくるっていうだけじゃなくって、いわゆることしもそうなんですけれども、冬期間の除雪、それからやはり災害時の対応能力っていうか、そういうものを考えると、本当に大切に育てていかなきゃいけない職種だというふうに思っておりますので、そういった点はしっかり考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

設計労務単価は、労働者への支払賃金を拘束するものではない、こういう留意点が注意書きに書かれております。

現場では、作業に熟練した人もいれば、ふなれな人もいるわけですし、個人個人の賃金の差は、これはしょうがないと思います。標準的な熟練度の人で、設計労務単価に近い賃金であれば問題ないと思うんです。

一般的な職種で、普通作業員という職種がございます。平成29年度の設計労務単価は、1日1万7,100円です。また、軽作業員といって現場の清掃や片づけをする人の設計労務単価は1万5,000円となっております。実際には、この労務単価の中には、賞与の有無も含まれますし、現物貸与されるようなそういうものも含まれております。

ところが、普通作業員の仕事をしている人で、本来は設計単価1万7,100円ですが、その人が実際に軽作業員の清掃や片づけをする人の設計単価、1万5,000円さえもらっていないのが現実だと思います。

以前、平成9年ころは、設計労務単価、随分、高かったわけですが、そのころは、平成9年までは、設計労務単価は公表されておりました。公表されるようになってから、どんどん下がったわけですが、平成9年ころ、私の記憶では、設計労務単価の6割くらいしか賃金が払われていない、そういう状態だったと思います。

今、本気で働き方改革、私に言わせると働かせ方改革ですが、それをやって市民生活を改善し糸魚川市の活気を取り戻すためには、建設労働者の全うな賃上げをやってもらうこと抜きには考えられないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

今、お話のありました給与面からの改善につきましては、糸魚川市の活気を取り戻す効果も期待できるというふうに考えております。

建設労働者の確保、また、人材の育成っていうのは、将来にわたる公共事業の品質管理にも大きく役に立ってまいりますし、先ほど企画財政課長がお話にありましたように、除雪だとか災害対応、市民生活に密接に関係しておりますので、建設労働者、特に若い地元の定着、糸魚川を産業を支えるそんな観点からも、適切な給与体系に近づけていく、こんな必要があるというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

私もそう考えます。建設業での設計単価の上昇は、労働者の賃金の上昇となって建設業に人材を呼び込み、他の産業を刺激し、糸魚川市の復旧・復興を揺るぎない流れにすることを望むものです。また、建設業以外の産業で働く人たちの賃金を初めとする労働条件の改善となって、波及してもらいたいものだと思います。

糸魚川市も公共工事の発注団体であります。この公共工事設計労務単価が、5年間に40%も上がっている昨今です。私、聞いた範囲では、10%も上がってない、そういう人がほとんどでした。この平成24年では、普通作業員の設計労務単価が1万二千幾らだったかな、だったんですが、それが1万7,100円まで上がってるわけですし、平成24年当時は、設計労務単価と実際払われている単価がそんなに違っていませんでした。1万2,000円に対して、1万円とか1万1,000円もらってる人が確かに多くいたと思います。でも、そこから5,000円も上がったんですから、これを、やっぱり賃金に波及してもらおうような形になっていかんとうそだと思います。上がっていかないと、また、岐阜県野洲市のごみ処理施設と比べて、随分、割高な糸魚川のごみ処理施設。これ、労務単価が上がったからだってことになってるわけですから、これ、糸魚川市内にもちゃんと波及してもらわないと、糸魚川市民のほうは、税金で取られるものだけは取られる、建設労働者にしてみれば、給料ほとんど変わらん、こういうことでは納得できないと思うんですよね。

それで、もともとこの設計労務単価っていうのは、毎年秋に実際に支払われている賃金を調査し、その結果に基づいて、次の年の設計単価を決める、これは農林水産省と国交省ですが、そういう形になっております。鶏が先か卵が先かって問題ではなくて、賃金調査が先にあるわけです。この賃金調査の結果、調査データの総数のうち約40%は、どういう考えかわかりませんが棄却されているということです。捨て去られて、あとの60%で平均賃金を出しているということだそうです。

今、問題になっております厚生労働省の労働時間調査、あの結果では、異常なデータが幾つも見られるのにもかかわらず、それを採用されているという、ここに大きな違いがありますが、もっと働く人の立場に立った調査をして、働き方改革をしてほしいもんだと思います。40%も上がっているわけですから、発注者である糸魚川市は、受注者に賃金の大幅な引き上げを促してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

国土交通省でありますとか農林水産省などについては、建設業界、それから都道府県に対して労務単価の引き上げの都度、賃金の引き上げでありますとか、社会保険の加入徹底などを要請しております。先月も同様な要請があったというところでもあります。

市としましても、市内の実態を把握する中で建設業界に対して、また、業界が優良な人材を確保して、今後も健全に維持・発展していくためにも給与面の改善など、適切な対応を働きかけていく必要というのはあるんだろうというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

よろしくお願ひいたします。

続いて、2番に移ります。大雪対策ですが、ここ数年にない寒気が続いて、特に海岸地方でかってないような大雪が降りました。

えちごトキめき鉄道の運行状況について、各家庭に入っている市の防災行政無線戸別受信機で、放送するようなことはできないものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

今回、1月11日・12日、大雪と、その後も続いておるわけですが、列車の運休状況等につきましては、安心メール等で放送をしております。1月14日まで14回ほど、えちごトキめき鉄道、それからJR西日本からというような形で、放送をしておるところでございます。

失礼いたしました、防災行政無線の放送ということですね、戸別受信機とかも含めてということでもあります。

その辺につきましては、今、申し上げたとおり、安心メール等での配信もありました。ですけれども、それ以外でも、やはり必要ではないかということでもありますので、今後、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、えちごトキめき鉄道につきましては、朝夕の通学・通勤時間だけでも、何とか頑張って通してもらえなかったのかなというふうな、そういうような意見もありますので、市はえちごトキめき鉄道の株主でもありますので、そこら辺も考慮していただきたいと思ひます。

続きまして、1月12日の夜ですが、能生の町部の市道除雪は、普通車1台通るのがやっとの状況で除雪してありました。それだけでも、大変、苦勞されたと思います。

実は、私も、自宅から本当は女房を迎えにいこうとしたんですけども行けずに、細い道回って、やっとなつたわけなんですけど、これも、もしできることなら、能生の旧四つ角から丸山三差路くらいの間を、一方通行にしてそれを周知してもらえば、帰れたんでないかなという人が大勢おると思いますが、その辺はいかがでしょうか。それも、まちの、市の防災行政無線を使うっていうような形でできれば、渋滞も少し楽になったんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

1月12日ですね、本当に大きな大変な雪が降りまして、観測史上初という1メートルを超える大雪でございました。

そんな中で、国道8号が、雪で除雪のためにとまってしまふ、あるいは市道も大変ひどい状況でございました。県道は、県道としては3種2級とあって、交通量が非常に多い道路としてつくられております。そんな中で、市道にその車を回すといったことにつきましては、市道は1日当たり500台未満の交通量しか通せることのできない細い道路であったり、脆弱っていいですか、県道のようにしっかりしていない状況でございます。その中で、また、大雪の中で、市道のほうにその大型車両を含めて車を誘導するといったことにつきましては、非常に危険になるというふうを考えられますことから、今のところ考えてはおりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐藤議員。

○7番（佐藤 孝君）

当日、本当に、能生インターから県道のほうはがっちりつながっておりまして、知らない人は、その県道にずっと車、渋滞の中におりまして、うちへ帰った時間、何時になるかわかりませんが、実は、よくわからないけども能生事務所の前を通って、大仙寺の前を曲がって、もしかしたら行けるかなと思って、狭かったから対向車が来るともうおしまいなんですけども、行ったら何とか帰れたんですわ。

そのことがあったもんだから、もし、一方通行にでもその部分できれば、能生谷へ帰る人は帰れたんだろうなと思ったので質問させてもらいましたが、こういうことは何度もあるとも思いますが、うまく対処していただきたいと思います。

続きまして、高齢者福祉サービスの屋根雪除雪、除雪費用助成制度ですが、先ほどお答えいただきまして、実は、上越市では、車庫も納屋も対象になるような形をとっております。金額面につきましては、上越市や何かよりも、ずっと有利な形で考えておっていただきまして、ありがたいと思

ってますが、ぜひともその、年寄りにしてみると、車庫の中の軽自動車とか、それから倉庫の中の昔の農機具だとか、思い出の品とかそういうのが大事なんだけども、住むとこしか対象でないってことで、ぜひとも考えていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、佐藤議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

〈午後 3 時 5 4 分 延会〉

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+